

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第66号

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「参入」を「算入」に改める。

別表第1市民活動センターの項中「800」を「830」に、「500」を「520」に改め、同表総合センターの項中「1,230」を「1,250」に、「3,080」を「3,140」に、「720」を「730」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市市民活動センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後のロッカーの使用に係る使用料で平成31年4月1日前に受けた許可による使用に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)